

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	○経済財政運営と改革の基本方針2020（令和2年7月17日閣議決定）（抄） 第2章 国民の生命・生活・雇用・事業を守り抜く 3. 東日本大震災等からの復興 （2）近年の自然災害からの復興 平成28年熊本地震、平成30年7月豪雨、北海道胆振東部地震、令和元年房総半島台風、東日本台風、令和2年7月豪雨など、近年相次ぎ発生した災害に関し、被災者が一日も早く安心した暮らしを取り戻せるよう、被災者の気持ちに寄り添い、復旧・復興に全力を尽くす。
	政策の達成目標	熊本地震により償却資産が滅失又は損壊した被災者の負担を軽減することで、当該被災者の事業再建を実現する。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	2年間（令和3年4月1日～令和5年3月31日）
	同上の期間中の達成目標	熊本地震により償却資産が滅失又は損壊した被災者の負担を軽減することで、当該被災者の事業再建を実現する。
	政策目標の達成状況	当該税制度を活用し、被災者の事業再建を実現している。
有効性	要望の措置の適用見込み	市街地の土地区画整理事業・県道整備等の公共事業が完了していないことにより被災後4年度を経過しても事業の再建に着手できない場合があり、こうした地域で適用の見込み。
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	熊本地震より償却資産を失った被災者が、市街地の土地区画整理事業・県道整備等の公共事業が完了していないことにより被災後4年度を経過しても事業の再建に着手できない場合であっても、引き続き当該被災者の負担を軽減することにより、被災者の早急な事業再建に資するものである。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	本措置は、事業の再建を望みつつも、市街地の土地区画整理事業・県道整備等の公共事業が完了していないこと等により熊本地震による被災後4年度を経過しても事業の再建に着手できない被災者の負担を軽減するものであり、当該災害により償却資産が滅失又は損壊した被災者の事業の再建に資するものである。
	ページ	31—2

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>—</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>災害により償却資産を失った被災者が、市街地の土地区画整理事業・県道整備等の公共事業が完了していないことにより事業の再建に着手できない場合であっても、当該被災者の負担を軽減することにより、被災者の早急な事業再建に資するものである。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>—</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>—</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成 28 年度 本制度を措置</p>
<p>ページ</p>	<p>31—3</p>